

御殿場市地域産業立地促進事業費補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 市長は、企業誘致を推進し、地域産業の高度化、活性化及び雇用の創出を図るため、市内において地域産業立地促進事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御殿場市補助金交付規則（昭和30年御殿場市規則第12号）及びこの要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域産業立地促進事業とは、市内において民間の企業又は組合（以下「企業等」という。）が工場、研究所、物流施設又は市内の工業の発展及び地域経済の活性化に寄与するもので市長が特に認める施設（以下これらを「工場等」という。）を設置する事業をいう。

(2) 工場とは、産業に関する分類の名称及び分類表（平成19年総務省告示第618号）に定める日本標準産業分類の大分類に掲げる分類符号Eの製造業の用に供する施設をいう。

(3) 研究所とは、産業に関する分類の名称及び分類表に定める日本標準産業分類の小分類に掲げる分類符号811の自然科学研究所若しくは分類符号391号のソフトウェア業若しくは前号に規定する製造業の分野に係る研究又は開発を行う施設をいう。

(4) 物流施設とは、産業に関する分類の名称及び分類表に定める日本標準産業分類の中分類に掲げる分類符号44の道路貨物運送業若しくは分類符号47の倉庫業若しくは小分類に掲げる分類符号484の梱包業の用に供する施設（流通加工（流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ）並びに物資の保管及び在庫管理を行うことをいう。以下同じ）を行うものに限る。）又は第2号に規定する工場若しくは大分類 に掲げる分類符号1の卸売業若しくは小売業の用に供する施設（流通加工等を行うものに限る）をいう。

(5) 設置とは、次に掲げる要件のすべてに該当する工場等の新設又は増設をいう。

ア 工場等の建物を新設し、若しくは増設し、又は機械設備を購入し、業務を開始する（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3項第18号に規定する子会社又は会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第18号に規定する関連会社が業務を開始する場合を含む。以下同じ。））こと。

イ 当該事業に係る用地の取得（賃貸借等を含む。以下同じ。）が、平成19年4月1日以降に行われていること。この場合において、造成済の用地を取得した場合にあっては取得後3年以内に、未造成の用地を取得した場合にあっては取得後5年以内

に業務を開始すること。

ウ 当該事業に係る用地の取得面積が、2,000平方メートル以上であること。

エ 研究所にあっては、専ら開発又は研究の業務に使用する床面積が200平方メートル以上であること。

オ 当該事業に係る設備投資額(用地取得費及び造成工事費は除く。)が、1億円以上であること。ただし、研究所にあっては5千万円以上であること。

カ 当該事業に係る新規雇用従業員の人数が、業務を開始する時に10人以上であること(市外在住者、パートタイマー及び県外からの転入者は2分の1換算とし、県外居住者は含まない。)

キ 既に市内に事業所がある企業等については、当該事業に係る事業所の従業員数が業務を開始する時に10人以上で、当該企業等の市内における全ての従業員数の増加が、業務を開始する時に1人以上であること(市外在住者、パートタイマー及び県外からの転入者は2分の1換算とし、県外居住者は含まない。)

ク 研究所については、研究員的人数が業務を開始する時に5人以上であること。

ケ 物流施設については、別表第1に掲げる設備のうち、2以上の種類の設備を新たに有することとなること。

(6) 研究員とは、専門的知識を有し、研究又は開発の業務に従事する者で次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第1項に規定する博士の学位を有する者

イ 学校教育法第104条第1項に規定する修士の学位を有する者で、当該業務に従事した経験年数が1年以上の者

ウ 学校教育法第104条第1項に規定する学士の学位を有する者で、当該業務に従事した経験年数が3年以上の者

エ 学校教育法第108条第3項に規定する短期大学若しくは同法第1条に規定する高等専門学校を卒業し、又は同法第125条第1項に規定する専修学校の専門課程を修了した者で、当該業務に従事した経験年数が5年以上の者

オ 学校教育法第1条に規定する高等学校を卒業したもので、当該業務に従事した経験年数が7年以上の者

(補助の対象経費及び補助率(額))

第3条 補助の対象経費及び補助率(額)は、次の表に掲げるとおりとし、補助金の総額は2億円(別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合については3億円)を限度とする。ただし、他の法令等により既に国、県等の補助の対象となった経費は除く。

補助の対象経費	補助率（額）
(1) 企業等が行う地域産業立地促進事業に要する経費のうち、用地の取得に要する経費	左に掲げる経費に100分の20（別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設を設置する場合には100分の30）を乗じて得た額以内
(2) 企業等が行う地域産業立地促進事業に要する経費のうち、従業員の新規雇用に要する経費	新規雇用人数（市外在住者、パートタイマー従業員（市内居住者に限る。）及び市外からの転入者は2分の1換算とし、県外居住者は含まない。）に50万円を乗じて得た額以内

2 前項の規定にかかわらず、静岡県地域産業立地事業費補助金交付要綱（平成8年11月15日付け技第469号静岡県商工労働部長通知）に規定する地域産業立地事業に該当しない事業については、前項の表に掲げる補助率（額）により算出された額の2分の1以内の額を補助額の上限とする。

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者は、地域産業経済の活性化、雇用労働機会の拡大及び環境保全に必要なかつ十分な措置を図ることが可能な企業等として、市長が認めた者とする。ただし、従前にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた企業等及び神場南企業団地企業立地奨励事業補助金交付要綱（平成13年御殿場市告示第209号）による補助金の交付を受ける企業等は除く。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、業務を開始する日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 御殿場市地域産業立地促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業者概要調書（様式第2号）
- (3) 事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）（様式第3号）
- (4) 収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）（様式第4号）
- (5) 法人の登記事項証明書
- (6) 事業計画を証する図面（位置図、配置図、設計図等）
- (7) 土地売買等契約書の写し（賃貸借契約の場合は賃貸借契約書）
- (8) その他参考となる書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、御殿場市地域産業立地促進事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するも

のとする。

(遵守事項)

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更（事業量及び事業費の20%以下の変更を除く）しようとする場合、補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合及び補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合においてはこの限りでない。
- (4) 前号のただし書きの規定により、財産を処分した場合において収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (7) 工場等を新設し、若しくは増設した時の従業員の人数又は第3条第1項の表第2号の補助の対象経費の対象として雇用した新規従業員の人数を、補助金の交付年度終了から3年間維持しなければならない。ただし、市長がやむ得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

(計画の変更等)

第8条 補助事業者が、前条第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 御殿場市地域産業立地促進事業変更承認申請書（様式第6号）
- (2) 変更事業計画書（様式第3号）
- (3) 変更収支予算書（様式第4号）

(実績の報告)

第9条 補助事業者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第7号）

- (2) 事業実績書（様式第3号）
- (3) 収支決算書（様式第4号）
- (4) 新規雇用従業員名簿（様式第8号）
- (5) 研究所にあっては研究員名簿（様式第9号）
- (6) 土地の登記事項証明書
- (7) 雇用保険被保険者台帳又は被保険者証の写し
- (8) 設備の設置状況（様式第12号）（物流施設の場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類
（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定して、御殿場市地域産業立地促進事業費補助金交付額確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（請求の手続き）

第11条 補助事業者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に御殿場市地域産業立地促進事業費補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成22年3月24日告示第82号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成25年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成25年4月1日前に事業着手した補助事業（用地の取得（賃貸借を含む。）を含む。）に対する補助（金）については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 2 条関係)

種類	設備
<p>物資の仕分及び搬送の自動化等荷捌きの合理化を図るための設備</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動仕分装置(自動制御又は遠隔制御により物資を仕分けるものに限る。) 2 自動搬送装置(自動制御又は遠隔制御により物資を搬送するものに限る。) 3 自動化保管装置(遠隔制御により貨物の出し入れを行うものに限る。) 4 垂直型連続運搬装置(2 以上の階に貨物を運搬するものに限る。) 5 電動式密集棚装置(遠隔制御により保管棚の移動を行うものに限る。) 6 貨物保管場所管理システム(電子情報処理組織により施設内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。) 7 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置(自動検量機構を有するものに限る。)
<p>物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム</p>	<p>データ交換システム(取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。)</p>
<p>流通加工の用に供する設備</p>	<p>流通加工の用に供する設備</p>

別表第2（第3条関係）

区分	対象施設
食料品製造業 清涼飲料製造業 酒類製造業 茶・コーヒー製造業 医薬品製造業 医療用機械器具・医療用品製造業 X線装置製造業 医療用電子応用装置製造業 医療用計測機器製造業	工場（主として左欄に掲げる製造業の用に供する工場に限る。）
化学繊維製造業 炭素繊維製造業 化学工業（化学肥料製造業、塩製造業、医薬品製造業を除く。） プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業（医療・衛生用ゴミ製品製造業を除く。） 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業 はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業（医療用機械器具、医療用品製造業、武器製造業を除く。） 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電機機械器具製造業（医療用電子応用装置製造業、医療用計測機器製造業を除く。） 情報通信機械器具製造業 輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部品製造業を除く。） その他の製造業	工場（主として左欄に掲げる製造業の用に供する工場であって市長が別に定めるものに限る。）